

平成31年度子育て施設木のぬくもり推進事業 募集要項

平成31年4月15日
大阪府環境農林水産部みどり推進室

1 趣旨

大阪府では、幼稚園、保育所、認定こども園等の子育て施設を対象に、床や壁など、内装等の木質化を支援することにより、子どもの成育環境の充実を図るとともに、子どものうちから木材に接することで、その良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深めることを目的として、森林環境税を活用した「子育て施設木のぬくもり推進事業費補助金」を交付することとしました。この補助金の交付を希望する事業者を募集します。

2 事業概要

- 補助事業の概要は別表のとおりです。
- 詳細については、子育て施設木のぬくもり推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）をご参照ください。

3 募集の方法

- (1) 募集期間 **平成31年4月15日（月曜日）から平成31年7月31日（水曜日）まで**
- (2) 提出書類 子育て施設木のぬくもり推進事業実施計画書（実施要領 様式第1号）
※実施計画書の提出により補助金交付が決定するわけではありません。
下記の4、5に示すとおり、対象事業の認定後、交付申請を受けて補助金交付を決定します。
- (3) 提出先 大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ

4 対象事業の認定について

提出された事業実施計画書の内容を審査し、事業実施主体からのヒアリングを実施し、順次、対象事業を認定し、応募があった事業実施主体に通知します。

5 交付申請・交付決定について

認定後、事業を実施するに当たっては、別途、補助金の交付申請が必要です。事業は、府からの交付決定の通知後に着手してください。交付決定前に事業に着手することで発生した経費は補助対象となりません。

交付申請は予算の範囲内で受け付けます。申請額が当該年度予算額を超える場合には交付申請書を受け付けることはできません。

6 その他

提出書類の様式等の電子ファイルについて

本募集要項、提出書類の様式及び実施要領の電子ファイルは、下記大阪府公式ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/midori/kikaku/shinri/nkankyozei/index.html>

問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課 森林支援グループ
住所 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎22階）
電話 06-6210-9556

別表

1 補助事業	子育て施設木のぬくもり推進事業
2 対象施設	大阪府内に所在する次の施設 (1) 幼稚園 (2) 認可保育所 (3) 認定こども園 (4) 地域型保育事業を行う事業所（保育者の居宅又は保育を必要とする子どもの居宅は除く） (5) 企業主導型保育事業を行う事務所
3 事業実施主体	対象施設（1）から（3）の施設設置者及び対象施設（4）の事業主体
4 補助対象経費	対象施設内の子どもが利用する場所 ^(注1) の内装等 ^(注2) 及び木製建具を、おおさか材 ^(注3) により木質化するために要する工事請負費 ^(※4) 及び設計費
5 補助金の額	補助上限額は1施設当り250万円（補助率：補助対象経費の1／2以内）
6 その他の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・内装等の木質化に使用するおおさか材の量が、木質化する各場所の面積1㎡当たり0.01㎡以上であること ・子どもの保育や教育活動に活用する一室以上の床・壁などの内装を木質化すること ・大阪府の森林やおおさか材の利用などについて積極的なPRを行う観点から、内装木質化の視察や見学会の開催など、年6回以上の木育活動を行うこと ・森林環境税を活用していること、おおさか材利用に関する情報（樹種など）を示す看板を設置すること ・他の補助事業との重複がないこと ・公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実行性を高めるため、市町村が事業実施主体となる場合は、補助事業の交付申請日までに同法に定める市町村木材利用基本方針の作成が行われること ・事業実施年度末までに事業を完了すること ・府が実施する効果調査（アンケート調査等）に協力すること

（注1）子どもの教育又は保育を行う場所であって、保育室、遊戯室、廊下及びテラスをいう。これ以外の教育又は保育に供する場所については、知事が必要と認めるものに限り補助対象とする。

（注2）床、壁（現しの木製壁含む）、ウッドデッキ等の面的な部分をいう。家具（机、椅子等）、遊具は対象外とする。

（注3）大阪府が認定した「林業活動促進地区」内で伐採・生産された木材を、大阪府に登録された認定事業者が製材した木材をいう。

（注4）工事請負費は、現在の床材等を剥がす作業、下地を造作する作業等を含む、内装等の木質化に要する全ての工事請負費をいう。